

障害者総合福祉法（仮称）に関する意見書（案）

平成22年1月、障害者自立支援法違憲訴訟において、被告である国と原告との間で、「平成25年8月までに障害者自立支援法を廃止し、新たな総合福祉法制を実施する」旨を確約する基本合意が締結された。

そして、政府は「障がい者制度改革推進会議」の下に、障害者及びその家族、事業者、自治体首長、学識経験者等55人から成る「障がい者制度改革推進会議総合福祉部会」を設置し、18回にわたる検討を重ねた上で、障害者自立支援法廃止後の障害者総合福祉の骨格に関する60項目の提言をまとめた。

しかしながら、政府が今国会に提出した障害者自立支援法の一部改正案である障害者総合福祉法（仮称）の実態は、廃止すべき同法を存続させるものとなった。これは、障害者自立支援法違憲訴訟における基本合意も、総合福祉部会がまとめた「骨格提言」の内容も踏みにじるものであり、障害者自立支援法違憲訴訟原告団及び弁護団や、全国の62団体が参加する日本障害者協議会を始めとする多くの障害者団体が、一同に厳しい抗議や批判の声を上げている。

よって、東京都議会は、国会及び政府に対し、障害者総合福祉法（仮称）の制定に当たっては、障害者自立支援法違憲訴訟における基本合意及び総合福祉部会がまとめた「骨格提言」を尊重した内容とするよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年3月 日

東京都議会議長 中 村 明 彦

衆議院議長	}	宛て
参議院議長		
内閣総理大臣		
総務大臣		
厚生労働大臣		